

今後の協議会運営及び市民代表の公募について

■木津川市地域公共交通総合連携協議会の役割について

現在の協議会は、木津川市地域公共交通総合連携協議会規約第1条において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき設置。

図 木津川市地域公共交通総合連携協議会の有する機能

H20 H21 H22 H23 H24～

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
（平成19年法律第59号）

地域公共交通の活性化・再生総合事業費補助金
（平成20年2月29日 国総計第100号） ※1

地域公共交通会議
（地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン）

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱
（平成23年3月30日 国総計第97号）

地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために、鉄道、バス・タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援することにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害（バリア）の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援する。

※1：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する地域公共交通総合連携計画に位置づけられた事業に対する補助金

木津川市地域公共交通総合連携協議会公募委員選考要領

1 趣旨

この要領は、木津川市地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）の委員うち、協議会規約第5条第2号に規定する委員（以下「公募市民代表」という。）の選考手続に関して、必要な事項を定める。

2 応募の資格

応募資格のある方は、市内にお住まいで次のいずれにも該当する者とする。

- (1)平成24年1月1日時点で年齢満20歳以上の方
- (2)木津川市職員または市議会議員でない方
- (3)市の附属機関（審議会等）の委員を3つ以上兼務していない方
- (4)平日の昼間に開催する審議会に出席可能な方

3 任期

平成24年4月から平成27年3月まで（会議は年3～5回程度、協議会とは別に必要に応じて分科会を開催）

4 募集人員

3人以内

5 報酬

日額 8,000 円（木津川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び同条例施行規則に準じます。）

6 公募の方法

- (1)公募市民委員の募集は、平成24年2月号の木津川市広報及びホームページ、公共交通だよりで周知する。
- (2)募集期間は、広報等による周知の日から2月16日まで（必着）とする。
- (3)応募に当たっては、「木津川市の交通政策」についての小論文（800字以内）と申込書に必要事項を記入して、学研企画課、加茂支所地域総務課または山城支所地域総務課に直接持参か、学研企画課まで郵送またはE-mailで提出するものとする。

7 選考の方法

- (1)公募市民委員の選考に当たっては、木津川市地域公共交通総合連携協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

- (2)選考委員会は、協議会副会長、学識者、国土交通省近畿運輸局京都運輸支局から協議会に参画している者で構成し、協議会副会長を委員長とする。
- (3)選考は、選考委員会において別途定める採点基準で応募の資格及び論文を審査する。
- (4)選考は、評価点が最も高い者をもって決定する。ただし、最高得点者が同点で2名以上いる場合は、委員会で協議の上、決定する。
- (5)委員長は、協議会会長に決定した内容について報告する。
- (6)前項により選考された者が辞退した場合には、次点得点者を繰り上げる。なお補欠者は、2人とする。
- (7)選考委員会は非公開とする。
- (8)選考委員会の庶務は、協議会事務局が行う。

8 結果の通知

選考結果は、応募者全員に書面で通知する。

9 雑則

- (1)この要領に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- (2)応募書類は、理由の如何にかかわらず返還しない。
- (3)応募書類は、公開しない。

木津川市地域公共交通総合連携協議会公募委員選考委員会 採点集計表

(応募者名：)

| 採点基準 | | 配点 | 3段階評価 | | 評価点 | | |
|-------------------------------|-------------------------------------|----|-------|---------|------|--|----|
| 申込書・小論文 | ① 応募に際して、動機・理由が明確で熱意を感じられるか。 | 5 | 5 | 優れているもの | 採点者A | | 小計 |
| | | | 3 | 普通 | 採点者B | | |
| | | | 1 | 劣っているもの | 採点者C | | |
| | ② 市や社会を取り巻く環境についての認識が明確か。 | 5 | 5 | 優れているもの | 採点者A | | 小計 |
| | | | 3 | 普通 | 採点者B | | |
| | | | 1 | 劣っているもの | 採点者C | | |
| | ③ 公共交通に関する意識や、問題点が、読み取れるか。 | 5 | 5 | 優れているもの | 採点者A | | 小計 |
| | | | 3 | 普通 | 採点者B | | |
| | | | 1 | 劣っているもの | 採点者C | | |
| | ④ 目的や意見等が、具体的に述べられ、論旨が明確となっているか。 | 5 | 5 | 優れているもの | 採点者A | | 小計 |
| | | | 3 | 普通 | 採点者B | | |
| | | | 1 | 劣っているもの | 採点者C | | |
| | ⑤ 全体的に柔軟な発想を持った考え方となっているか。 | 5 | 5 | 優れているもの | 採点者A | | 小計 |
| | | | 3 | 普通 | 採点者B | | |
| | | | 1 | 劣っているもの | 採点者C | | |
| | ⑥ 論旨の考え方が偏ったものとなっていないか。 | 5 | 5 | 優れているもの | 採点者A | | 小計 |
| | | | 3 | 普通 | 採点者B | | |
| | | | 1 | 劣っているもの | 採点者C | | |
| | ⑦ 誤字、脱字がなく、自分の意見をわかりやすく書かれているか。 | 5 | 5 | 優れているもの | 採点者A | | 小計 |
| | | | 3 | 普通 | 採点者B | | |
| | | | 1 | 劣っているもの | 採点者C | | |
| | ⑧ 日頃からの公共交通利用に対する意識が高いものとなっているか。 | 5 | 5 | 優れているもの | 採点者A | | 小計 |
| | | | 3 | 普通 | 採点者B | | |
| | | | 1 | 劣っているもの | 採点者C | | |
| 合計評価点 | | | | | | | |
| 小計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧) = 最高120点 | | | | | | | |
| 順位 | | | | | | | |

| | |
|-----|--|
| 応募者 | |
| 採点者 | |

| 採点基準 | | 配点 | 5段階評価 | | 評価点 |
|-------------------------------------|---------------------------------|----|---------|---------|-----|
| 申込書・小論文 | ① 応募に際して、動機・理由が明確で熱意を感じられるか。 | 5 | 5 | 優れているもの | |
| | | | 3 | 普通 | |
| | | | 1 | 劣っているもの | |
| | ② 市や社会を取り巻く環境についての認識が明確か。 | 5 | 5 | 優れているもの | |
| | | | 3 | 普通 | |
| | | | 1 | 劣っているもの | |
| | ③ 公共交通に関する意識や、問題点が、読み取れるか。 | 5 | 5 | 優れているもの | |
| | | | 3 | 普通 | |
| 1 | | | 劣っているもの | | |
| ④ 目的や意見等が、具体的に述べられ、論旨が明確となっているか。 | 5 | 5 | 優れているもの | | |
| | | 3 | 普通 | | |
| | | 1 | 劣っているもの | | |
| ⑤ 全体的に柔軟な発想を持った考え方となっているか。 | 5 | 5 | 優れているもの | | |
| | | 3 | 普通 | | |
| | | 1 | 劣っているもの | | |
| ⑥ 論旨の考え方が偏ったものとなっていないか。 | 5 | 5 | 優れているもの | | |
| | | 3 | 普通 | | |
| | | 1 | 劣っているもの | | |
| ⑦ 誤字、脱字がなく、自分の意見をわかりやすく書かれているか。 | 5 | 5 | 優れているもの | | |
| | | 3 | 普通 | | |
| | | 1 | 劣っているもの | | |
| ⑧ 日頃からの公共交通利用に対する意識が高いものとなっているか。 | 5 | 5 | 優れているもの | | |
| | | 3 | 普通 | | |
| | | 1 | 劣っているもの | | |
| 合計評価点(最高 40点) | | | | | |

市内の公共交通を一緒に考えませんか

木津川市地域公共交通総合連携協議会委員 (公募委員)を募集します

市では、平成20年に「木津川市地域公共交通総合連携協議会」を立ち上げ、市民の皆様にとって、使いやすく満足度の高い地域公共交通を目指した取り組みを進めています。

協議会では、これまでに、コミュニティバスの再編をはじめ、公共交通の利用促進の取り組みなどについて協議を行ってきました。

今回は、次のとおり協議会の公募委員を募集します。

木津川市地域公共交通総合連携協議会
事務局：木津川市市長公室学研企画課

委員の仕事

地域公共交通の確保・改善等における取り組みについて調査、審議を行います。

公募の委員数

3人以内

委員の任期

平成24年4月～平成27年3月

委員の選考

応募者が募集人数を超える場合は、選考を行います。選考は、選考委員会で、申込書及び小論文の内容を総合的に評価します。

選考結果は、応募者全員に郵送により通知します。

応募資格

市内にお住まいで次の条件を満たす方。

- ・平成24年1月1日時点で年齢満20歳以上の方
- ・木津川市職員又は市議会議員でない方
- ・市の附属機関（審議会等）の委員を3つ以上兼務していない方
- ・平日の昼間に開催する審議会に出席可能な方

協議会の開催

木津川市地域公共交通総合連携協議会は、毎年度3～5回程度開催する予定です。

また、協議会とは別に必要に応じて分科会を開催します。

応募方法

次の2つの提出書類を、学研企画課、加茂支所地域総務課又は山城支所地域総務課に直接持参していただくか、学研企画課まで郵送又はE-mailで提出してください。ファクスによる受付は行いません。

※ E-mailの場合は、件名を「交通協議会 公募委員申込」としてください。

(1) 申込書(所定様式)

(2) 「木津川市の交通政策」をテーマに800字程度の小論文(任意様式)

応募期間

平成24年2月1日(水)から平成24年2月16日(木)午後5時15分まで

※郵送による場合、応募期間内に必着のこと。

委員報酬

日額8,000円

(木津川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例及び同条例施行規則に準じます。)

お問い合わせ先

木津川市地域公共交通総合連携協議会

事務局：市長公室 学研企画課 (市役所4階)

619-0286 京都府木津川市木津南垣外110-9

電話：0774-75-1201

E-mail：kikaku@city.kizugawa.lg.jp

利用者の声を聞かせてください

木津川市地域公共交通総合連携協議会委員 (利用者委員)に応募しませんか



本日は、市が運行しているバスにご乗車をいただきましてありがとうございます。

市では、平成20年に「木津川市地域公共交通総合連携協議会」を立ち上げ、市民の皆様にとって、使いやすく満足度の高い地域公共交通を目指した取り組みを進めています。

協議会では、これまでにコミュニティバスの再編をはじめ、公共交通の利用促進の取り組みなどについて協議をおこなってきました。

今回は、実際にご利用いただいている、皆さまからのご意見をいただき、より便利な地域公共交通を目指すため、利用者委員を募集します。

木津川市地域公共交通総合連携協議会
事務局：木津川市市長公室学研企画課

委員の仕事

木津川市地域公共交通総合連携協議会に出席し、コミュニティバス利用者の立場から意見等を述べます。

お問い合わせ先



木津川市 市長公室 学研企画課

電話番号 0774-75-1201

住所 〒619-0286 木津川市木津南垣外110-9

応募要領・応募用紙は裏面をご覧ください

次のアンケートにお答えください。

- どのバスを利用されましたか。(ひとつ選んでください)
() 木津地域 きのつバス () 加茂地域 当尾線
() 加茂地域 当尾線以外 () 山城地域 山城線・神童子線
- 今日利用された目的を教えてください。
() 買い物 () 通院 () 通学 () 通勤
() 仕事 () レジャー () その他
- コミュニティバスの利用頻度を教えてください。
() ほぼ毎日 () 週に3~4回 () 週に1~2回
() 月に2~3回 () 月に1回程度 その他()

👤 委員の任期

平成24年4月から平成27年3月まで

👤 公募の委員数

①きのつバス 1人 ②当尾線・加茂路線 1人 ③山城線・神童子線 1人

応募多数の場合は、①～③ごとに抽せんにより決定します。また、地域ごとの定員に満たない場合は、欠員とします。

(※抽せん日…2月20日(月)午前10時30分から、市役所4階 4-3会議室において、抽せんします。本人が抽せんに参加できない場合は、20歳以上の者に委任(委任状必要)することができます。なお、当日、開始時刻までに参加されなかった場合は、理由に関わらず、応募を辞退されたものとみなします。)

👤 応募資格

市内にお住まいで次のいずれにも該当する方。

- (1) 平成24年1月1日時点で年齢満20歳以上の方
- (2) 木津川市職員又は市議会議員でない方
- (3) 市の附属期間(審議会等)の委員を3つ以上兼務していない方
- (4) 平日の昼間に開催する会議に出席可能な方
- (5) 本協議会の公募委員に応募していない方

👤 会議の開催

会議は年3～5回程度、協議会とは別に分科会を必要に応じて開催します。

👤 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、学研企画課に持参または郵送で提出してください。

木津川市 市長公室 学研企画課

〒619-0286 木津川市木津南垣外110-9

👤 応募期間

平成24年2月1日(水)から平成24年2月16日(木)午後5時15分まで

※郵送による場合、応募期間内に必着のこと。

👤 委員報酬

日額8,000円(木津川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び同条例施行規則に準じます。)

(きりとり線)

木津川市地域公共交通総合連携協議会委員(利用者委員) 応募用紙

氏 名： _____ 性 別： 男 ・ 女 _____

生年月日： 明治・大正・昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

住 所： _____

職 業： _____

電話番号： 自宅 _____

日中の連絡先 _____



| 受 付 欄 | |
|-----------------------------|-----|
| 平成24年2月 | 日受付 |
| <input type="checkbox"/> 午前 | |
| <input type="checkbox"/> 午後 | 時 分 |